

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 1 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 測定機器保守点検業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日  
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの項目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 100 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号)第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

長崎県長崎市多以良町 1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所  
管理部門管理課  
電 話 095-860-1609  
F A X 095-850-7767

### ② 郵送による交付

任意書式に「(単価契約)測定機器保守点検業務入札説明書希望」と記入し、レターパック又は返信用封筒(角 2)に 270 円切手を貼り付けしたものを、上記①宛郵送のこと。

### ③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)測定機器保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和7年2月25日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに、機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に關する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和7年3月13日 11時00分  
長崎県長崎市多以良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 中会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年3月12日 17時00分  
3.①に同じ。

7. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に關する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者を含められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

( 3 ) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

( 4 ) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

( 5 ) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、必要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了解願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 測定機器保守点検業務
2. 業務目的 有明海奥部海域、八代海、長崎県沿岸域、佐世保湾、大村湾等で連続観測を実施している観測機器の精度維持と機器の正常な動作確保のため上記測定機器の定期点検を行い、事前に異常箇所を発見することにより計測中の故障を防ぐことを目的とする。
3. 納品場所 長崎県長崎市多以良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
4. 業務期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
5. 業務内容 別紙19機種（JFEアドバンテック社製）の各検査項目に対応する点検・校正を行うこと。機器の損傷に十分注意を払い作業を完全に履行すること。
6. 完了報告 点検完了後、機器毎に点検内容を報告書として各1部作成し提出すること。報告書には、点検方法・検査結果詳細（部品交換箇所等）・合否判定を明記すること。  
また、点検中に別途修理が必要なことが判明した際には、報告書に修理必要箇所・内容等を明記するとともに、担当職員に通知すること。  
点検完了後は上記3. 納品場所へ返送すること。また、点検結果報告書提出後に、完了届もしくは完了報告書の提出をもって業務完了とする。
7. その他
  - 1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
  - 2) 上記機器を当所から発送する費用については、当所負担とし、点検・校正完了後に返送する費用については、請負業者負担とする。

測定機器名及び検査項目表

	機種名	型 式	検査項目	予定数量
1	有線式ワイパー付クロロフィル濁度センサー	ACLW2-CAR	水温・中濃度濁度・クロロフィル	5台
2	有線式ワイパー付クロロフィル濁度センサー	ACLW-CAR	水温・中濃度濁度・クロロフィル	2台
3	有線式ワイパー付水温塩分センサー	ACTW-CAR	水温・電気伝導度	7台
4	有線式ワイパー付DOセンサー	AROW2-CAR	水温・溶存酸素量	3台
5	有線式流速センサー	AEM-CAR	水温・流速・方位	3台
6	直読式総合水質計	AAQ170W	水温・電気伝導度・中濃度濁度・クロロフィル・深度・溶存酸素量・DO水温	2台
7	直読式総合水質計	AAQ170	水温・電気伝導度・中濃度濁度・クロロフィル・深度・溶存酸素量・DO水温	1台
8	直読式総合水質計	AAQ175	水温・電気伝導度・中濃度濁度・クロロフィル・深度・溶存酸素量・DO水温・光量子	1台
9	直読式総合水質計	AAQ175W	水温・電気伝導度・中濃度濁度・クロロフィル・深度・溶存酸素量・DO水温・光量子	2台
10	直読式総合水質計	AAQ176	水温・電気伝導度・中濃度濁度・クロロフィル・深度・溶存酸素量・DO水温・光量子	1台
11	ワイパー式メモリークロロフィル濁度計	ACLW-USB	水温・中濃度濁度・クロロフィル	1台
12	ワイパー式メモリー水温塩分計	ACTW-USB	水温・電気伝導度	3台
13	高精度小型メモリー圧力計	DEFI2-D5HG	水温・深度	3台
14	小型メモリー光量子計	DEFI2-L	光量子	2台
15	ワイパー式メモリーDO計	AROW2-USB	水温・溶存酸素量	2台
16	小型メモリー水温計	DEFI2-T	水温	3台
17	小型メモリー流速計	AEM-USB	流速・方位・水温	2台
18	ワイパー式メモリークロロフィル濁度計	ACLW-WF	水温・中濃度濁度・クロロフィル	1台
19	ワイパー式メモリー高濃度濁度計	ATU75W-WF	水温・中濃度濁度・高濃度濁度・深度	1台